

平成 2 3 年 4 月 1 5 日

男女共同参画会議専門調査会

ポジティブアクションワーキンググループ

「政治分野における男女共同参画について」

小林良彰（慶應義塾大学）

I 基本認識

ポジティブアクションがもたらす効果

① 数値目標設定で変わりうるもの・・・推薦による

ex. 拘束式比例代表制、学協会推薦理事、学術会議会員等

② 数値目標設定だけでは変わらないもの・・・投票や試験による

ex. 非拘束式比例代表制、多数代表制、学協会公選理事、
新司法試験等

③ 上記の両方の要素をもつもの・・・試験と面接による

ex. 公務員試験等

男女共同参画がもたらす効果

① 有権者がもつ選択肢に与える効果

ex. 選挙公約における候補者の性差があるのか？

② 政策形成過程における議論に与える効果

ex. 国会討議における政治家の性差があるのか？

③ 政策決定に与える効果

ex. 国会の投票における政治家の性差があるのか？

本当に解決しなければならない問題は何か？

Ⅱ 諸外国における現状

1. 強制クオータの事例：韓国

① 比例代表候補者について 50% 公認が強制クオータ

2000 年政党法で国地方 30% 2002 年政党法で地方 50%

2004 年政党法で国も 50% 2005 年公職選挙法に移管

「政党は国会議員選挙、地方議員選挙ともに比例代表公認候補者の 50% 以上を女性とし、名簿順位の奇数を女性としなければならない」（韓国公職選挙法 47 条 3 項）

「これに従わない場合には、選挙管理委員会は候補者登録を受理しない」（韓国公職選挙法 49 条 8 項）

② 選挙区候補者について 30% 公認が努力目標

「政党は国会議員選挙、地方議員選挙ともに選挙区公認候補者の 30% 以上を女性とするよう努力しなければならない」（韓国選挙法 47 条 4 項）

女性候補者公認補助金制度

基準額 = 直近の国会議員選挙における有権者総数 $\times$ 100 W

配分額 = 国会議員比と国会議員得票率が基準

地方選同上 広域自治体選と基礎自治体選で折半

- ・ 女性公認候補者 30% 以上の政党に対して、基準額の 1/2 を議席率、1/2 を得票率に応じて配分
- ・ 女性公認候補者 15% ～ 30% 未満の政党に対して、基準額の 50% を、1/2 を議席率、1/2 を得票率に応じて配分
- ・ 女性公認候補者 5% ～ 15% 未満の政党に対して、基準額の 30% を、1/2 を議席率、1/2 を得票率に応じて配分

具体例 = 2008 年国会議員選挙の女性候補者比と助成金額

ハンナラ党	7.3 %	4.8 億 W
統合民主党	6.1 %	5.9 億 W
民主労働党	18.7 %	17.8 億 W

③ 効果

	選挙区	比例代表	合計女性比率
・ 1996 年	2 / 2 5 3	7 / 4 6	3 . 0 %
2000 年	5 / 2 2 7	1 1 / 4 6	5 . 9 %
2004 年	1 0 / 2 4 3	2 9 / 5 6	1 3 . 0 %
2008 年	1 4 / 2 4 5	2 7 / 5 4	1 3 . 9 %

④ 課題

- ・ 当選回数 の 偏り 女性国会議員の 6 6 % が当選 1 回
cf 男性国会議員の 4 5 % が当選 1 回
- ・ 地域 の 偏り 首都圏（ソウル、仁川、京畿） 1 5 . 1 %
 済州（済州島） 1 3 . 3 %
 嶺南（慶尚、釜山大邱蔚山） 1 0 . 8 %
 忠清（忠清、大田） 8 . 4 %
 湖南（全羅、光州） 7 . 4 %
 江原（江原） 2 . 5 %

⑤ 他国

- ・ ベルギー候補者 5 0 %
- ・ ブラジル候補者 3 0 %
- ・ アルゼンチン候補者 3 0 %
- ・ フランス上院の非拘束式比例代表名簿男女交互
（定数が 5 を超える県及び首都圏の県）
- ・ ルワンダ下院議席 2 4 / 8 0 （ 3 0 % ） を地方が女性議員を選任（憲法で規定）

2. 自発的クオータの事例：ドイツ

① S P D

- ・ 1988 年党大会 候補者名簿の 40 % 目標
段階的 1990 年 25 %、1994 年 33 %、1998 年 40 %
- ・ 現状 党員 30 % 議員 36 %

② C D U

- ・ 1996 年党大会 クォールム制（クオータと同義）
候補者名簿の 33 % 目標 党役職の 33 % 目標
- ・ 現状 党員 25 % 議員 21 %

- | | | | | |
|---------|---------|----|---------|---------|
| ③ F D P | 目標 — | 現状 | 党員 23 % | 議員 25 % |
| 緑の党 | 目標 50 % | 現状 | 党員 37 % | 議員 57 % |
| 左翼党 | 目標 50 % | 現状 | 党員 45 % | 議員 48 % |

④ メルケル内閣の現状

閣僚 1 / 3 が女性（首相 + 大臣 5 名）
政務次官 10 / 27 が女性

⑤ 女性新人候補者養成プログラム

メンター（ベテラン） + メンティー（新人候補者）の
ペアリングによる指導（メンタリング）

⑥ 他国

- ・ ノルウェー 候補者 40 % 以上（どちらの性も）
- ・ イギリス労働党 各団体がリストから男女 1 人ずつ推薦
- ・ 南アフリカ アフリカ民族会議（ANC）拘束比例名簿 1/2

Ⅲ 日本における現状

① 国会

	衆議院（2009年）		参議院（2010年）	
	候補者	議員	候補者	議員
民主党	13.9% →	12.7%	25.5% →	18.9%
自民党	8.3% →	6.9%	16.7% →	18.1%
公明党	7.8% →	14.3%	20.0% →	15.8%
共産党	30.4% →	11.1%	28.1% →	33.3%
社民党	32.4% →	16.7%	35.7% →	25.0%
国民新	5.6% →	0.0%	11.1% →	33.3%
みんな	18.1% →	0.0%	20.0% →	—
全体	16.7% →	18.2%	22.8% →	13.6%

② 地方議会

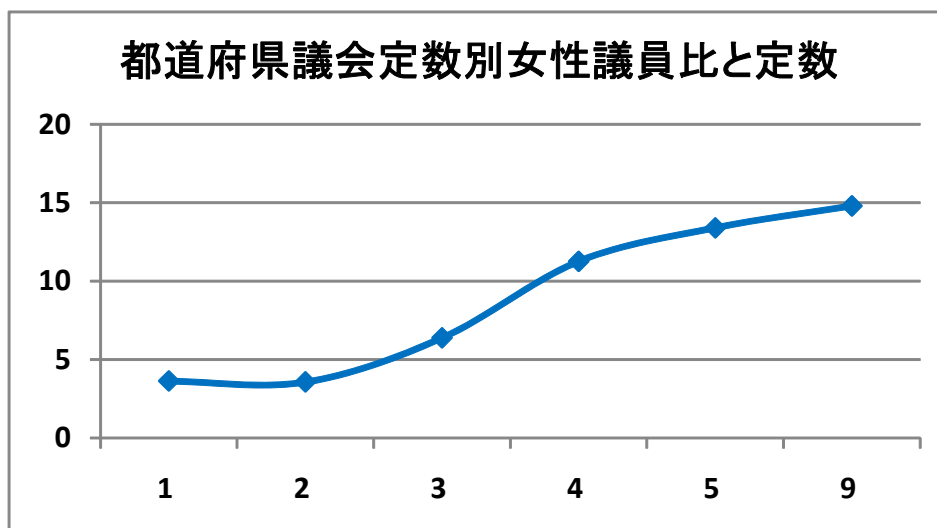
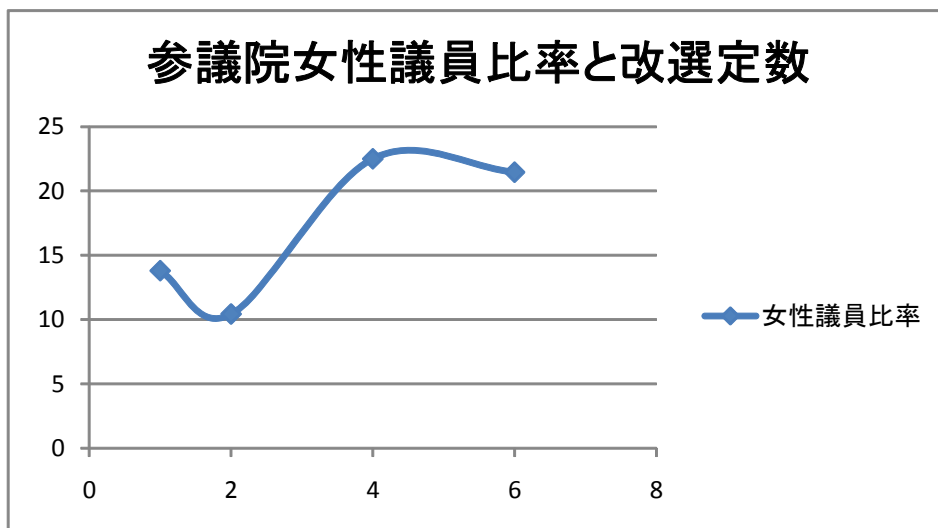
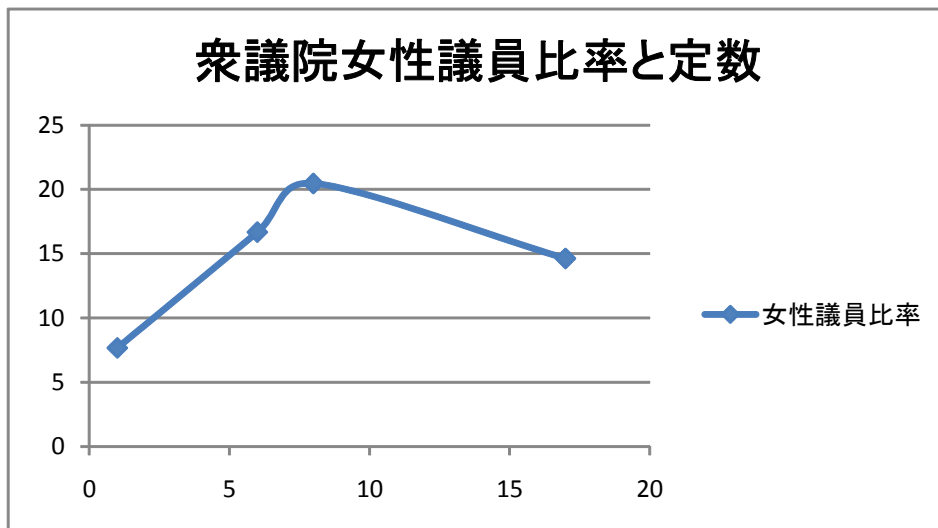
	県・州レベル		基礎自治体レベル	
	都道府県議会		政令市	
日本	8.1%		17.4%	
			市議会	12.4%
			町村議会	8.1%
スウェーデン	ランスティンク [※]	48.2%	コミューン	41.6%
米国	州議会	22.3%		
ドイツ	州議会	17.5%		23.8%
韓国	広域議会	5.9%	基礎議会	1.6%

IV 選挙制度と女性議員比率

① 世界女性議員比率上位15ヶ国（一院または下院）と選挙制度

国名	女性議員率	選挙制度	クオータ
ルワンダ	56.3%	比例代表	法律
スウェーデン	47.3%	比例代表	政党
南アフリカ	44.5%	比例代表	政党
キューバ	43.2%	多数代表	なし
アイスランド	42.9%	比例代表	政党
フィンランド	41.5%	比例代表	なし
アルゼンチン	40.0%	比例代表	法律
コスタリカ	38.6%	比例代表	法律
デンマーク	38.0%	比例代表	なし
ノルウェー	37.9%	比例代表	政党
アンゴラ	37.3%	比例代表	法律
オランダ	36.7%	比例代表	政党
スペイン	36.3%	比例代表	法律
ベルギー	35.3%	比例代表	法律
モザンビーク	34.8%	比例代表	政党

② 日本における女性議員比率と選挙区定数（資料 1 ～ 3）



V 衆議院議員の候補者・政治家における性差

① 選挙公約における性差（2005 年衆院選候補者）（資料 4・6）

＋保健衛生、郵政民営化　－運輸・通信、増税、憲法改正
ただし属性でコントロールすると、運輸通信と増税はなし

② 選挙公約における性差（2005 年衆院選当選者）（資料 5・6）

－司法・警察、社会福祉
ただし、属性でコントロールすると、なし

③ 選挙公約における性差（2009 年衆院選候補者）（資料 7・9）

＋一般行政、教育・労働、住宅・中小企業、地方自治、格差
－農林水産、外交・貿易、増税
ただし、属性でコントロールすると、なし

④ 選挙公約における性差（2009 年衆院選当選者）（資料 8・9）

－外交・貿易
ただし、属性でコントロールすると、なし

⑤ 国会における発言（資料 10・11）

－商工・鉱業
ただし、属性でコントロールすると、なし
予算の増減に関しては、＋後期高齢者医療

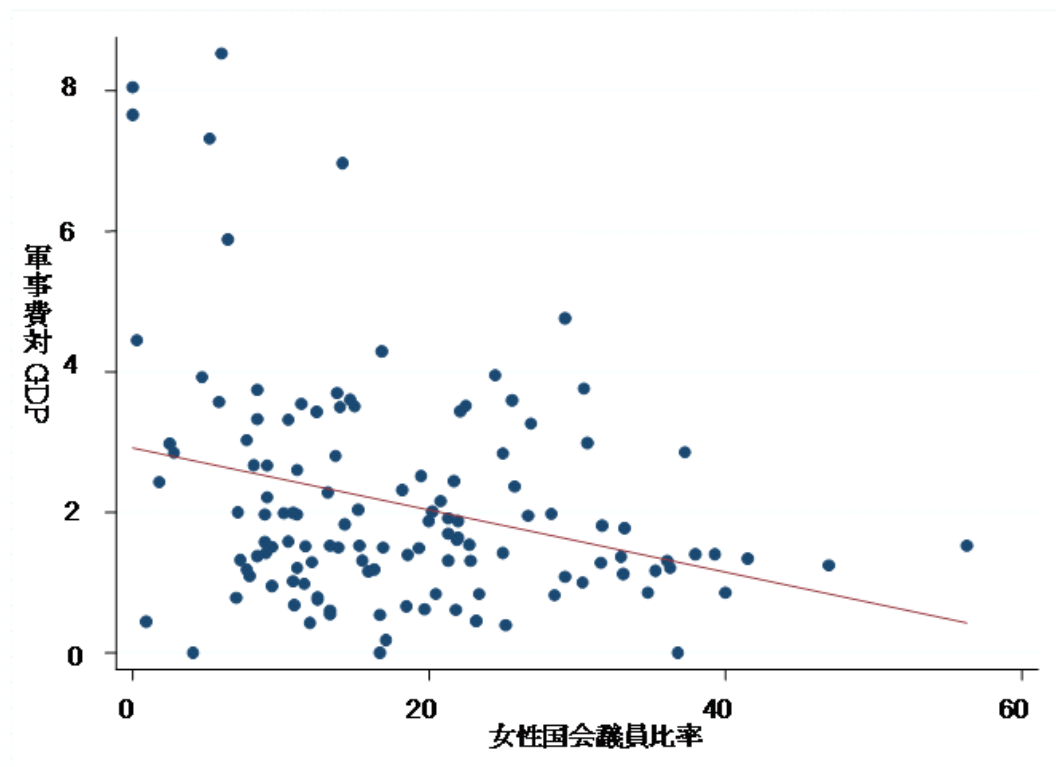
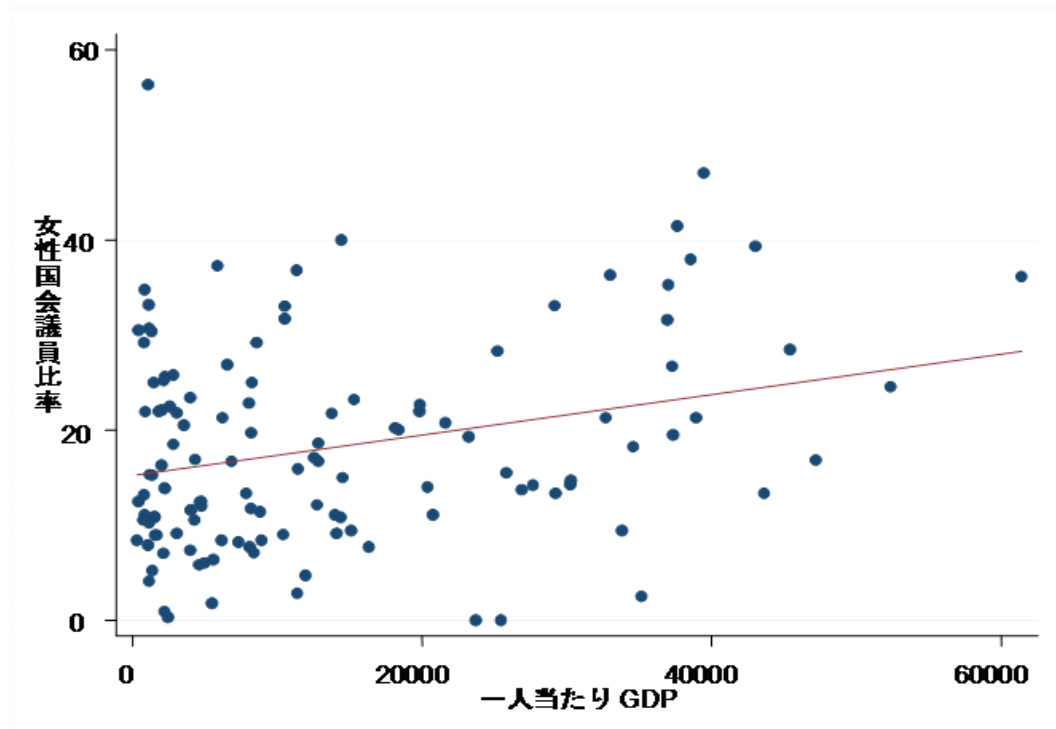
⑥ 選挙公約と国会における発言の一致度（資料 12）

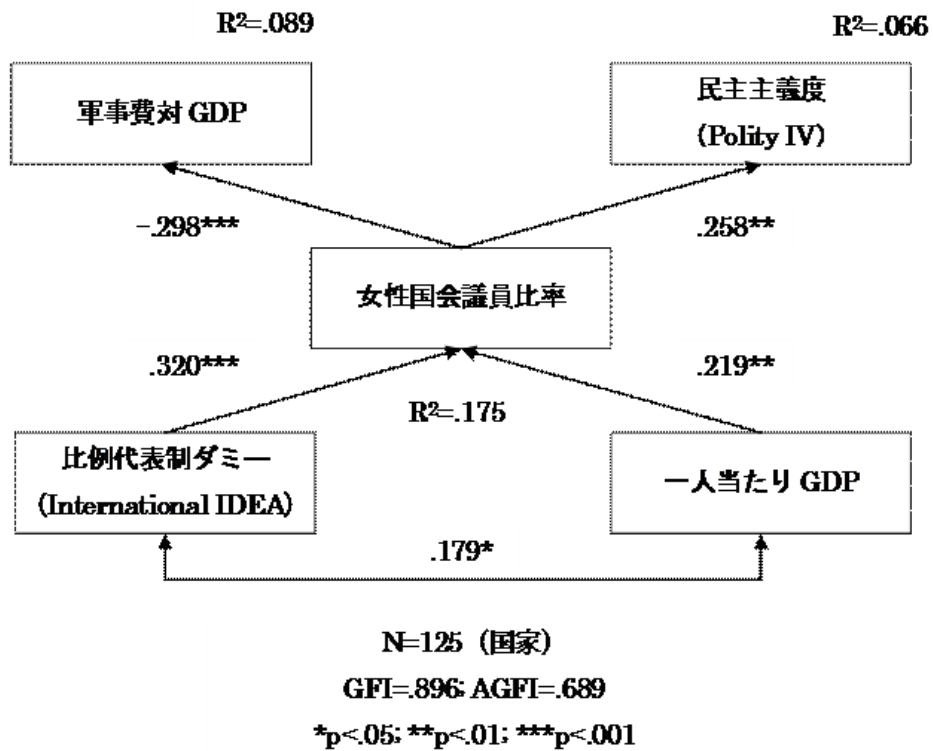
なし

⑦ 国会における法案への投票（資料 13）

なし

VI 女性議員の形成要因と効果 (n=125ヶ国)





VII より良き民主主義のために－二つの民主主義論－

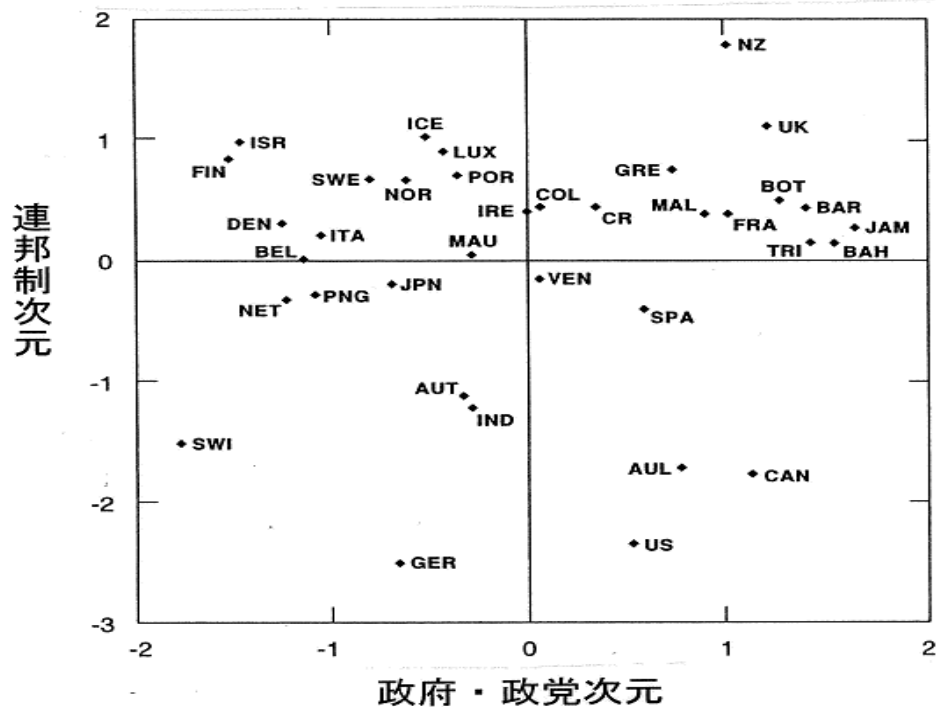
① ウェストミンスターモデル（多数決型民主主義）

② コンセンサスモデル（合意形成型民主主義）

ウェストミンスターモデルよりもコンセンサスモデルの方が、女性の社会進出度・政治進出度（閣僚比）、貧富の格差、民主主義満足指数（クリングマン調査）、福祉国家指数、環境保護総合指数が高い。

	ウェストミンスターモデル	コンセンサスモデル
政府・政党次元	単独過半数内閣への執行権の集中	広範な多党連立内閣による執行権の共有
	執行府首長が圧倒的権力をもつ 執行府・議会関係	均衡した執行府・議会関係
	二大政党制	多党制
	単純多数制	比例代表制
	集団間の自由な競争に基づく 多元主義的利益媒介システム	妥協と強調をめざした 「コーポラティズム」的利益媒介システム
連邦制次元	単一で中央集権的な政府	連邦制・地方分権的政府
	一院制議会への立法権の集中	異なる選挙基盤から選出される 二院制議会への立法権の分割
	相対多数による改正が可能な軟性憲法	特別多数によってのみ改正できる硬性憲法
	立法活動に関し議会が最終権限をもつシステム	立法の合憲性に関し最高裁 または憲法裁判所の違憲審査に最終権限があるシステム
	政府に依存した中央銀行	政府から独立した中央銀行

民主主義の2次元概念図（1945—1996）



「多様化を包み込む普遍主義」である多文化共生として捉える

VIII 提言

① 衆議院議員・参議院議員・地方議会議員における目標値の設定

② 目標値を現実化するための方策 1：衆議院議員選挙制度

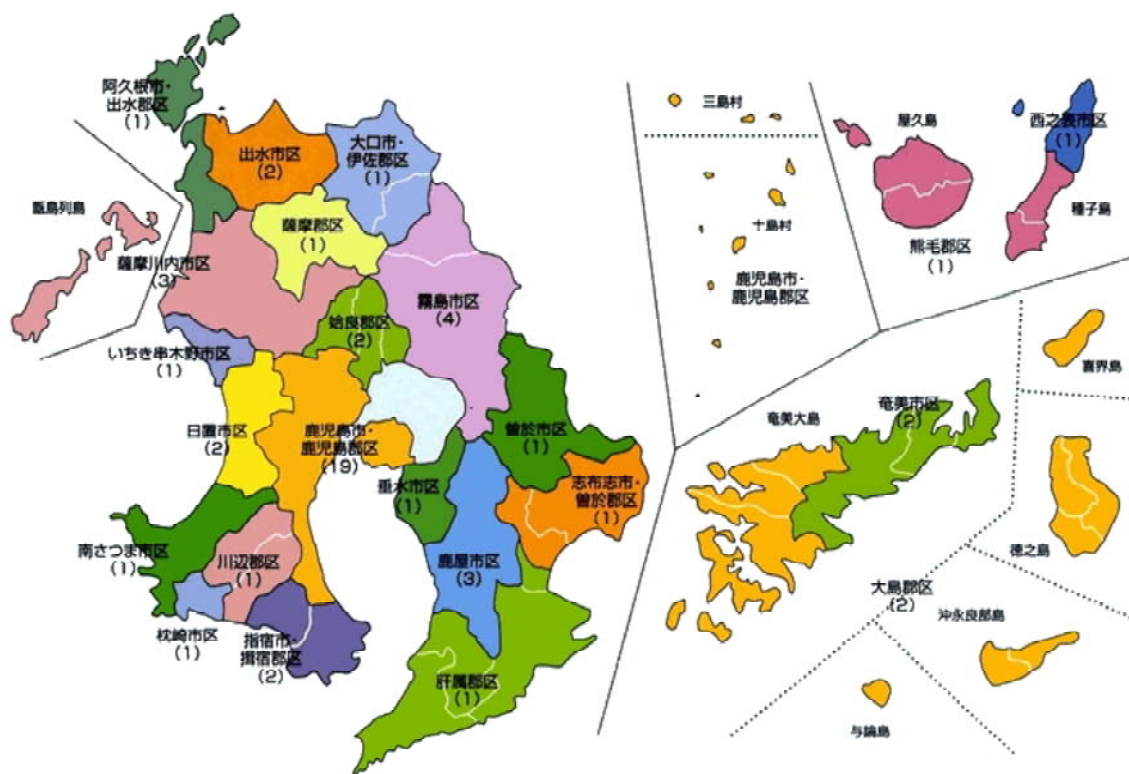
- ・総定数は、公職選挙法の本則に従って、471 とする。
- ・新しい選挙区は、都道府県（ただし、地域の広い北海道や、人口の多い東京都などは分割）など、人為的な恣意性が新たに入らないものを用いる。
- ・各政党は、各選挙区毎に順位を定めずに名簿を作成する。名簿の男女比率は 1 / 2 ずつにする。
- ・有権者はこの名簿の中から候補者を選んで個人名を書いて投票するか、あるいは政党名だけを書いて投票する。
- ・選挙後、各選挙区における各候補者、あるいは各政党の投票を、政党別に全国で集計する。
- ・全国で集計された得票にしたがって、ドント式により各党に議席を配分する。
- ・各党に配分された議席を、さらに各党の各選挙区における得票に応じて、最大剰余式により各選挙区に配分する。
- ・各党の各選挙区に配分された議席を、その選挙区におけるその党の候補者の得票の多い順に与える。

③ 目標値を現実化するための方策 2：都道府県議会議員選挙制度

平成の大合併により郡から町村が抜けて近隣市町村と合併し、残された郡が 1 人区となる区域が増えている（ex 鹿児島県議会）

- ・都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定（第 15 条）を改正して「市町村の区域による」と改める。

鹿児島県議会の選挙区と定数



④ 目標値を現実化するための方策 3：公的助成制度

・ペイバック式公的助成

新人候補者でも当選できるよう、政党ではなく政治家や候補者個人への公的助成を行う。ただし、「泡沫候補にも助成を行うのは税金の無駄使い」になるので、選挙の際に、あらかじめ候補者個人に上限を決めてお金を貸し出す。そして、選挙後に一票幾らで計算し、貸し出した金額に比べて票数が足りない候補者からは返金してもらうことで、税金の無駄使いを避けながら、候補者個人への助成を行うことが可能になる。

⑤ 女性議員比率を高める効果をもたらす方策：国会法

- ・第74～76条を改正し、事前通告しなくても質問できるように戻す。

⑥ 女性議員比率を高める効果をもたらす方策：地方自治法

二元代表制を担保するための地方自治法改正案

- ・ 首長に専属している地方議会の招集権を議長に付与する。
- ・ 閉会中の委員会活動に関わる制約を撤廃する。
- ・ 地方議会における内部機関の設置を自由化する。
- ・ 地方議会が専門的な案件に対応できるよう附属機関の設置を認める。
- ・ 議長に議会費の予算執行権を付与する。
- ・ 議長に議会棟の管理権を付与する。
- ・ 委員会にも議案提出権を付与する。
- ・ 専決処分の要件を見直し、不承認の場合の首長の対応を義務付ける。
- ・ 決算不認定の場合の首長の対応措置を義務づける。